

松江工業高等専門学校同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、松江工業高等専門学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は、本部及び事務局を松江工業高等専門学校内に置く。
- 第3条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、母校並びに会員の隆盛発展を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 会員名簿の管理及び会誌等の発行に関すること
 2. その他本会の目的を達成するため、必要な事業

第2章 会 員

- 第5条 本会の会員は、正会員、準会員、特別会員及び名誉会員とする。
1. 正会員は、松江工業高等専門学校の卒業生、及び同校に3年以上在籍して中退した者の中で入会を希望した者とする。
 2. 準会員は、松江工業高等専門学校の在校生とする。
 3. 特別会員は、松江工業高等専門学校の現教職員とする。
 4. 名誉会員は、理事会の推薦を受けた者とする。
- 第6条 本会の正会員は、附則に定める会費を納めるものとする。また、本会は特別な事業を行う場合に臨時会費を徴収することができる。

第3章 役 員

- 第7条 本会に次の役員をおく。
1. 名誉会長 松江工業高等専門学校長
 2. 会 長 1名
 3. 副 会 長 若干名
 4. 理 事 若干名
 5. 監 事 若干名
 6. 代 議 員 各クラス1名
 7. 相 談 役 若干名
- 第8条 役員を選任は、次のとおりとする。
1. 理事及び監事は、正会員の中から互選する。
 2. 会長及び副会長は、理事の中から互選する。
 3. 代議員は、各クラスから1名互選する。
 4. 相談役は、会長経験者をもって充てる。
- 第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表し、一切の会務を統理する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 3. 理事は、理事会を構成して、会務を分掌処理する。
 4. 監事は、会計及び会務の執行を監査する。
 5. 代議員は、会員を代表して本会の運営について審議する。
 6. 相談役は、本会の運営について助言する。
- 第10条 役員の仕事は、2年とし再任を妨げない。た

だし、補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

- 第11条 会議は、総会及び理事会とする。
- 第12条 総会は第7条第1号から第7号に定める者によって構成する。
- 第13条 総会は、次の場合に開催することができ、会長がこれを招集する。
1. 会長が必要と認めたとき
 2. 代議員の3分の1以上の者から会議の目的及び事項を示して開会の請求があったとき
- 第14条 次の事項は、総会において承認を受けなければならない。
1. 本会の会則に関すること
 2. その他必要事項
- 第15条 理事会は、毎年1回会長が招集する。ただし、次の場合に開催することができ、会長が招集する。
1. 会長が必要と認めたとき
 2. 監事が必要と認め、その開会を請求したとき
 3. 3名以上の理事が必要と認め、その開会を請求したとき
- 第16条 理事会は、第7条第2号から第5号および第7号に定める者で構成し、会長が議長となる。
- 第17条 理事会は、次の事項について審議するとともに、議決した内容を代議員に対して周知する。
1. 総会に提出する議案
 2. 総会の議決による会務の処理
 3. 資産の管理方法
 4. 事業報告及び会計決算に関すること
 5. 事業計画及び会計予算に関すること
 6. その他必要な事項
- 第18条 総会及び理事会は、委任状を含む構成員の過半数が出席しなければならない。
- 第19条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長が決する。
- 第20条 監事は、理事会に出席し、会務について発言することができる。

第5章 事務局

- 第21条 事務局は、局長および若干名の局員により構成する。
- 第22条 事務局長は、理事の中から互選とする。
- 第23条 本会の会計などの事務処理を行う。

第6章 資産及び会計

- 第24条 本会の資産及び経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 第25条 本会の重要な財産を処分する場合は、総会の決議によらなければならない。
- 第26条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 支 部

第27条 本会には、必要に応じ、理事会の承認を得て、
適当な地区に支部を設けることができる。

第8章 雑 則

第28条 本会則を施行するために必要な細則は、理事
会の審議により別に定める。

附 則

1. 本会則は、昭和45年3月19日から施行する。
2. 昭和44年3月18日から施行の松江工業高等専門
学校同窓会会則は、廃止する。

附 則

(平成元年8月13日総会において承認)

1. 本会則は、平成元年8月13日から施行する。
2. 昭和45年3月19日から施行の松江工業高等専門
学校同窓会会則は、廃止する。
3. 第6条に定める会費は、終身会費5,000円とする。

附 則

(平成9年4月12日代議員総会において承認)

1. 本会則は、平成9年4月12日から施行する。
2. 第7条、第8条、第9条、第13条および第17条
の相談役新設に関する事項を追加改正した。

附 則

(平成26年6月14日代議員総会において承認)

1. 本会則は、平成26年6月14日から施行する。
2. 平成9年4月12日から施行の松江工業高等専門学
校同窓会会則は、廃止する。
3. 第6条に定める会費は、終身会費8,500円とする。